

首藤バルブにおける材料検査記録作成の不正について

- ・当社に提出するための材料検査記録作成にあたり必要となるテストピース作成及びテストピースの成分分析・機械試験が実施されていなかった。
- ・当社に提出された材料検査記録は、首藤バルブにおいて架空の数値を記載して作成したものであった。

